

秋田県環境審議会自然環境部会議事録

1 日 時：平成28年2月3日（水）午後1時30分から2時40分まで

2 会 場：秋田県庁第2庁舎 高機能会議室

3 出席者：会 長 片野会長

委 員 （7名中6名出席）

青木委員、小笠原委員、関口委員、露崎委員、福井委員、藤原委員

秋田県 嵯峨生活環境部次長、高田自然保護課長 他

4 議 事

(1) 秋田県安本自然環境保全地域の指定及び保全計画について

(2) 鳥海国定公園に係る公園事業の変更及び廃止について

5 質疑（意見）の概要

(1) 秋田県安本自然環境保全地域の指定及び保全計画について

- | | |
|-----|---|
| 委 員 | 規模についてですが、今までの説明や保全計画書の資料では「5 h a」となっているが、1 ページ目の資料では「約5 h a」になっているが理由はあるか。 |
| 事務局 | 保全計画書では最小単位が1 h a であるため、5 h a としている。登録簿によると実際は5 h a 弱であるため、約5 h a としている。 |
| 委 員 | 説明ではハゼ類が二枚貝の生活に大きく寄与しているということだが、指定動植物でハゼ類が保護対象となっていないが不要か。 |
| 事務局 | 昨年度の調査では、ハゼ類以外の魚類にも二枚貝の幼生が付着しており、特にキタノアカヒレタビラに多く付着していた。ハゼでなくても他の魚で代替することができる。 |
| 委 員 | 保全計画書の中で「ゼニタナゴの生息が確認されており」としているが、裏付け資料の記載がない。資料の明示が必要で、文献なら文献名、調査ならいつの調査によりという記載が必要ではないか。 |
| 事務局 | 昨年調査して生息数までは把握しているので、調査についての記載を追加したい。 |

委員 先ほどの規模についての「約5ha」については、「約」を削除したほうがよい。

委員 それと、(1)と(2)の湖沼は、水系がつながっているのか。

委員 また、水源は蛭藻沼が考えられるが、水源は確認しているか。

事務局 (1)と(2)の湖沼は水系としてつながっている。

事務局 水源は横手川からポンプアップされた水と、奥羽山脈からの沢水が水源になっている。

委員 この辺は湧水が多いが、湧水は含まれていないか。

事務局 含まれるとすれば、沢水に含まれると思われる。

委員 蛭藻沼とはつながっていないのか。

事務局 現地を歩いて確認したが、蛭藻沼とはつながる流れはなかった。

委員 以前は国道脇の他の沼にもゼニタナゴが生息していたが、生息が確認できなくなって自然環境保全地域の指定をあきらめた経緯があった。

委員 キタノアカヒレタビラの注釈にオオクチバスの記載があるが、外来種の規制については含まれているのか。

事務局 外来種自体は自然環境保全地域では規制対象としていない。オオクチバスについては内水面関係の規則で放流(移動)が禁止され担保されているので、外来種についてはそちらで対応することとなる。

委員 もしオオクチバスを放流されたらどうするのか。そうしたことは誰が監視するのか。

事務局 自然保護指導員が監視することとなるが、現在は堤を管理する土地改良区が監視している。県外ナンバーの車が多く、地元住民とのトラブルが続いていることから、土地改良区が警察にも届出して巡回してもらっている。

事務局 しかしながら、取り締まるための規制の根拠が必要であるため、今回指定するに至ったものである。

事務局 また、地元の関係者からは、指定後も捕獲する人がいなくならなければ、将来的には監視カメラの設置も検討すべきといった話も出ている。

委員 対象地区の周辺の池には、ゼニタナゴは生息していないのか。

事務局 平成15年の調査で周辺の池の調査をしているが、生息は確認されていない。

秋田市では大森山動物園内の池にも生息しているが、ここは動物園内ということで保全されている。そのほか雄物川にも生息しているという情報もあるが、県内でまとまって生息しているのは今回指定する場所だけである。

他県では宮城県、岩手県、福島県にも生息しているが、他県では天然記念物や希少野生動植物保護条例などで規制されている。現在、秋田県だけが網掛けされていなく、全国からマニアなどが捕獲に来ている状況にあり、早急に指定しようとしているものである。

委員 資料の経緯に「県外から」と記載されているが、「県外」の表現が強く出てしまっているため、県外を外すか、あるいは、「全国から」といった表現とすべきではないか。

事務局 指摘のとおり修正する。

(2) 鳥海国定公園に係る公園事業の変更及び廃止について

委員 経緯のところ公園計画が平成20年に変更されており、今回、トイレの整備に併せて事業の変更をしているが、トイレの整備がなかった場合は事業の変更もなかったということか。

事務局 今回はトイレ整備の機会があったため、併せて変更するものとなる。
具体的に施設整備の事業内容が決まらなければ、公園事業の変更はなかなか進まない実情がある。施設整備があればその都度変更していくが、そうした事業がなければそのままとなることもある。

委員 国定公園にトイレを整備する際の基準などはあるのか。

事務局 トイレ自体の基準はないが、環境省が定めた「自然地域トイレし尿処理技術ガイドブック」として取りまとめられており、トイレについてはこれに従って検討していくこととなる。

委員 既存のトイレはそのままとして、新たに整備するものとなるのか。

事務局 既存の避難小屋にトイレがないため、避難小屋としてはトイレの増築となるが、トイレ自体は新設となる。

委員 別棟に建てるとのことか。

事務局 これまでは、避難小屋周辺に適地が無いため、建築は厳しいのではないかという話がされた経緯もあったが、利用客が増えたことで、苦情等も多く寄せられたことから、由利本荘市より増築か別棟かは任せるが、どうしてもトイレを設置して欲しいという要望があったものである。
そのため、増築になるのか、別棟になるのか、あるいは現在の敷地内で行えるのかも含めて来年度検討したい。

委員 場所は国有林になるので、実施にあたっては地元の森林管理署と協議していただきたい。
また、起終点の表記で「〇〇国有林」という表記はなくなっているということでしょうか。

事務局 現在の記載は昭和45年の記載で、「事業区」という表記である。今回、国定公園の公園計画にならって記載を変更するものとなる。森林管理署との協議は十分に行いながら進めていきたい。

委員 資料の自然環境で「コマドリ」とあるが、「コマドリ」はもっと標高の低いところから生息しているので、高山性とは言いがたい。削除していいのではないか。
どこから引用したのか。

事務局 鳥獣保護区台帳から転載したものであるが、コマドリの記載は削除する。